



長野県報

2月21日(木)
平成20年
(2008年)
第1941号

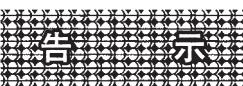
目 次

告 示

土地収用法に基づく事業の認定（企画課土地対策室）	2
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の取消し（長寿福祉課）	3
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の所在地及び名称の変更（障害福祉課・健康づくり支援課）	3
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可申請書及び調査結果書の縦覧（廃棄物対策課）	4
中小企業等協同組合法及び中小企業等協同組合法施行規則に基づき行政庁が定める事項の一部改正（産業政策課）	4
解除予定保安林にする旨の通知（森林整備課）	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	5

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（NPO活動推進課）	5
特定非営利活動法人の設立の認証申請（NPO活動推進課）	5
都市計画事業の事業計画の変更認可（2件）（生活排水対策課）	5
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分（農地整備課）	6
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	6
県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課）	6
県営住宅の入居者の募集（住宅課）	7
一般競争入札（2件）（管財課）	8
一般競争入札（2件）（県立病院課）	10
一般競争入札（4件）（河川課）	11
一般競争入札（高校教育課）	15
一般競争入札（10件）（特別支援教育課）	15
一般競争入札（2件）（教学指導課）	23
一般競争入札（5件）（文化財・生涯学習課）	25
正誤（医療政策課）	29



長野県告示第77号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成20年2月21日

長野県知事 村井 仁

1 起業者の名称

松本市

2 事業の種類

（仮称）松本市東部学校給食センター建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

松本市大字原字原下川原地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

（仮称）松本市東部学校給食センター建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が直接その事務の用に供する施設に関する事業に該当する。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

本件事業の起業者である松本市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益

(7) 現状及び問題点

松本市は、3箇所の学校給食センター（西部学校給食センター、第2学校給食センター、梓川学校給食センター）と10校の自校給食により、学校給食の提供を行い、学校給食法（昭和29年法律第160号）第2条各号の達成に努めている。

第2学校給食センターは、建設から30年を経過し施設の老朽化が著しいうえ、空調管理、排水等衛生面でのさまざまな問題を抱えており、学校給食衛生管理の基準（以下「管理基準」という。）を満たしていない状況で、現在、次のような問題が生じている。

ア 調理施設は、室内排水溝に排水が滞留する構造のため、衛生管理の徹底ができない。

イ 調理室に空調設備を備えていないため、夏場では室温が摂氏40度以上、湿度80パーセント以上となり細菌増殖の危険がある。

カ 調理食数に見合った厨房機器がないため、1回の調理能力が3,000食でしかない。そのため、2回調理を行い提供すべき調理食数に対応しているが、調理後2時間以内の給食の遵守が難しい。

エ 食材庫及び冷蔵庫が手狭なため、納入食材の検収を1日2回行う必要がある。

オ アレルギー対応食について、専用の調理室が狭く、安全で確実な調理に支障がある。

フ 給食の配送時間が最大40分を要することもあり、給食の保温が維持できない。

また、現在の第2学校給食センターは、敷地が狭あいであることから建替え期間中は給食を停止しなければならなくなること、平成12年の市議会で議決された東西2学校給食センターの構想からすれば、市内の中央に位置しているため配送効率が悪いこと等から、現在地での建替えは不可能であり、新たに旧市内の東部地区に用地を求め建設する必要がある。

(1) 本件事業の施行による効果

本件事業は、第2学校給食センターを移設し、（仮称）松本市東部学校給食センターを建設するものであり、本件事業の遂行により、次のような効果が期待できる。

ア ドライシステムを導入した施設の建設により、衛生管理を徹底することができる。

イ 調理室の空調設備を整備することにより、細菌の増殖を防止することができる。

カ 1回の調理能力の増大により、2回調理から1回調理となり、調理後2時間以内での給食を遵守することができる。

エ 食材庫及び冷蔵庫の整備により、納入食材の検収を1日1回行うことができる。

オ 手狭で配置が悪かったアレルギー対応食調理室を拡張整備することにより、アレルギー対応食の安全で確実な調理を行うことができる。

フ 施設の空調の確保と起業地への移設による配送時間の短縮により、保温したままで給食を提供することができる。

また、起業地に建て替えることにより、建替え期間中も給食を継続することができ、建替え後の配送業務について、西部学校給食センターと配送区域が重複せず効率的に行うことができる。

イ 本件事業の施行による影響

本件事業に係る起業地は、周辺に民家が少なく、田、畠及び道路に囲まれた場所であることから、完成施設による地域住民の生活環境への影響は少ないと認められる。

ウ 比較衡量

アの(1)で述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のアの(1)で述べたとおり、安全安心な学校給食の提供には、安全で衛生的かつ効率的な設備機器を導入した学校給食センターが早期に建設され、その効果が得られることが望ましい。

また、本件事業は、松本市総合計画（松本市基本構想2010・松本市第8次基本計画）において、平成22年度までの完成を目指していることから、本件事業は早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地及び収用の範囲については、学校給

食センターの建設、駐車場、場内通路、緑地（敷地法面の緑化）等の整備のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的と認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の

必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

松本市市民環境部本郷支所

企画課土地対策室

長野県告示第78号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の取消し及び同法第115条の8第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の取消しを次のとおり行いました。

平成20年2月21日

長野県知事 村井 仁

1 指定居宅サービス事業者

(1) 福祉用具貸与

事業所の名称	所在地	指定を取り消した年月日
やわやわ・ケアサービス	長野市丹波島2丁目11番12号	平成20年2月19日

(2) 特定福祉用具販売

事業所の名称	所在地	指定を取り消した年月日
やわやわ・ケアサービス	長野市丹波島2丁目11番12号	平成20年2月19日

2 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防福祉用具貸与

事業所の名称	所在地	指定を取り消した年月日
やわやわ・ケアサービス	長野市丹波島2丁目11番12号	平成20年2月19日

(2) 特定介護予防福祉用具販売

事業所の名称	所在地	指定を取り消した年月日
やわやわ・ケアサービス	長野市丹波島2丁目11番12号	平成20年2月19日

長寿福祉課

長野県告示第79号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

平成20年2月21日

長野県知事 村井 仁

育成医療及び更生医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更年月日
------------------	------------------	-------

ボムタウンコトブキヤ薬局 下高井郡山ノ内町平穏4230-5	よませコトブキヤ薬局 下高井郡山ノ内町平穏2695-1	平成19年11月24日
----------------------------------	--------------------------------	-------------

高宮とをしや薬局 松本市征矢野2-568	高宮とをしや薬局 松本市征矢野2-14-11	平成19年12月22日
-------------------------	---------------------------	-------------

障害福祉課
健康づくり支援課

長野県告示第80号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置許可の申請がありましたので、当該設置許可の申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書を縦覧に供します。

平成20年2月21日

長野県知事 村井 仁

1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

株式会社南信サービス

長野県下伊那郡松川町元大島2715番地43

代表取締役 竹村 昇一

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

下伊那郡松川町元大島2715番地43他

3 産業廃棄物処理施設の種類

(1) 汚泥、廃油及び産業廃棄物の焼却施設

(2) 汚泥の焼却施設

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

(1) 汚泥、廃油及び産業廃棄物の焼却施設

汚泥（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）、廃油、動植物性残さ

(2) 汚泥の焼却施設

汚泥（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

5 申請年月日

平成19年12月4日

6 縦覧の場所

長野県生活環境部廃棄物対策課及び長野県下伊那地方事務所環境課

7 縦覧の期間

平成20年2月21日（木）から同年3月21日（金）までの午前8時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

8 意見書の提出

法第15条第6項の規定により、本件申請に係る産業廃棄物処理施設の設置に關し利害関係を有する者は、次により知事あてに意見書を提出することができます。

(1) 意見書の提出期間

平成20年2月21日（木）から同年4月7日（月）まで

(2) 意見書の提出先

〒380-8570

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県生活環境部廃棄物対策課 廃棄物審査係

(3) 意見書の記載事項

ア 意見書の提出の対象である申請書の名称（「株式会社南信サービスに係る産業廃棄物処理施設設置許可申請書」と記載してください。）

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他 の団体にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

ウ 施設に関する具体的な利害関係

エ 申請書についての生活環境の保全上の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）

廃棄物対策課

長野県告示第81号

平成19年9月13日告示第451号（中小企業等協同組合法及び中小企業等協同組合法施行規則に基づき行政庁が定める事項）の一部を次のように改正し、平成20年2月12日から適用します。

平成20年2月21日

長野県知事 村井 仁

本則中「平成19年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号」を「平成20年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号」に、「平成19年金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第1号」を「平成20年金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号」に改める。

産業政策課

長野県告示第82号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成20年2月21日

長野県知事 村井 仁

1 解除に係る保安林の所在場所

下伊那郡大鹿村大字大河原4286の23、4286の30から4286の32まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

森林整備課

長野県告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成20年3月6日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年2月21日

長野県知事 村井 仁

1 道路の種類 県道

2 路線名 長野豊野線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市豊野町石字寺ノ前2071番の5地先から 長野市豊野町石字川原2091番の2地先まで	旧	m	km
同上	新	4.8～6.8	0.1338
		10.0～12.0	0.1338

道路管理課

長野県告示第84号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成20年3月6日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年2月21日

長野県知事 村井 仁

- 1 路線名 長野豊野線
- 2 供用を開始する区間
長野市豊野町石寺ノ前2071番の5地先から
長野市豊野町石寺向美濃和田690番の4地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成20年2月21日

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年2月21日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成20年1月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人わっこ自立福祉会
- 3 代表者の氏名
加藤 荘次郎
- 4 主たる事務所の所在地
上田市上田原1205番地8
- 5 定款に記載された目的
本会は、障害者が自立生活を営んでいくために必要な事業を行うことにより福祉の増進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

N P O活動推進課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年2月21日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成20年1月31日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ノースアルプスバドミントンアカデミー
- 3 代表者の氏名
倉科儀男
- 4 主たる事務所の所在地
北安曇郡池田町3210番地4
- 5 定款に記載された目的

この法人は、長野県の大北周辺地域を中心にバドミントンを子ども達へ教えることによって、長野県のバドミントン及びスポーツの普及とレベルアップを図る事、またスポーツを通じた子ども達の健全な心身の育成に寄与すると共に、指導者が不在であったり練習環境が未整備であったりといった問題を抱える子ども達に練習の場を提供することを目的とする。

N P O活動推進課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成20年2月21日

長野県知事 村井 仁

- 1 施行者の名称
長野県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
長野都市計画、千曲都市計画及び坂城都市計画下水道事業
千曲川流域下水道（上流処理区）
- 3 事務所の所在地
千曲川流域下水道建設事務所
(長野市大字稻葉字八幡田沖2413-11)
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし。
 - (2) 使用の部分
変更なし。

生活排水対策課